

令和5年(行コ)第82号 賃金等請求事件

控訴人(附帯被控訴人) 大阪市

被控訴人(附帯控訴人) 松田幹雄

令和5年10月13日

大阪高等裁判所 第2民事部 5係 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 山田 陽彦
同 林 良介



人 証 申 請 書

控訴人は、下記の通り、証人尋問を申し出る。

記

第1 証人の表示

●●● (同行/主尋問 20分)

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育委員会気付

第2 立証の趣旨

令和2年3月18日から同月24日の間に本件承認研修が認められない可能性を示唆する言動がおこなわれていること及び●●●校長には漫然と本件承認研修を承認しなかったという職務上の義務違反はないこと

第3 人証の必要性

原審は、令和4年12月2日付被告人証申請書に基づく証人●●●の証人申請を却下した。ところで、原審は、●●●●●教頭の証言内容について、同人の証言の信用性を弾劾する事情が証拠上認められないにも拘わらず、令和2年3月18日の原告との間のやりとりについて、一部事実認定を敢えておこなうことをしていない。また、同年3月19日の●●●副校長と原告との間のやりとりの内容は、原審が指摘する「令和2年3月18日から同月24日の間

に本件承認研修が認められない可能性を示唆する言動」の有無、及び、「●●校長には漫然と本件承認研修を承認しなかったという職務上の義務違反」の有無を判断するうえで必要であるにも拘わらず、乙 10 号証の記載内容を部分的にしか事実認定をおこなっていない。しかし、陳述書はそもそも尋問の便宜のために予め裁判所が提出を求めるものであり、主尋問をおこなう側としても供述内容を網羅しておくべき性質のものではそもそもないのであるから（重要な部分を尋問するための便宜として陳述書を提出しているに過ぎない。）、裁判所が事実認定に用いるのであれば尋問の機会を与えなければ正確な事実認定につながらないし（まさに本件がそうなっている。）、反対尋問をおこなう側の尋問の機会も保証されていない。よって、乙 10 号証の信用性を立証し、「令和 2 年 3 月 18 日から同月 24 日の間に本件承認研修が認められない可能性を示唆する言動」があること、及び、「●●校長には漫然と本件承認研修を承認しなかったという職務上の義務違反」はないことを立証する機会が控訴人には認められるべきである。そもそも、原審が●●副校長の証人採用をおこなわなかったこと自体が疑問であったことを指摘しておきたい。原審の判断は審理が不十分である。

第 3 尋問事項 別紙のとおり

尋 問 事 項 (証 人 ●●●)

- 1 経歴等について。
- 2 令和2年3月当時の学校を取り巻く状況及び被控訴人とのやり取りについて。
特に、被控訴人と直接にやり取りをした令和2年3月19日のやり取りについて。
- 3 その他本件に関連する一切の事項について。

以 上